

第1章

地域福祉ビジョンの改定にあたって

1 地域福祉ビジョン改定の背景と位置付け

(1) ビジョン改定の経過

大阪市では平成16（2004）年3月に第1期の「大阪市地域福祉計画」が策定され、各区で区の行動計画（アクションプラン）策定が進められる中、大正区においても平成18（2006）年3月に第1期アクションプランを策定しました。以降、誰もが安心して暮らせるあたたかい福祉のまちづくりをめざす取り組みを進めてきました。

平成21（2009）年3月に第2期の「大阪市地域福祉計画」が策定されました。

平成24（2012）年12月には、新しい住民自治の実現に向けて策定された「市政改革プラン」に基づく、「ニア・イズ・ベター」※¹の考えのもと、市域を単位とした各区一律の「計画」に替わり「大阪市地域福祉推進指針」が策定され、区の特色に応じた地域福祉の取り組みを各区で進めていくことになりました。

大正区では、平成29年3月に「大正区地域福祉ビジョン」（取組期間は、平成29（2017）年度から平成32（2020）年度）を策定し、地域福祉の推進に向けた活動を行ってきました。地域福祉の推進にかかる理念は普遍的なものですが、「大正区地域福祉ビジョン」の策定から4年の取組期間が経過し、社会情勢や施策の変化等を踏まえながら、新たに顕在化している課題にも対応する必要がでてきました。

(2) 大阪市地域福祉基本計画・分野別計画・関連計画等との関係

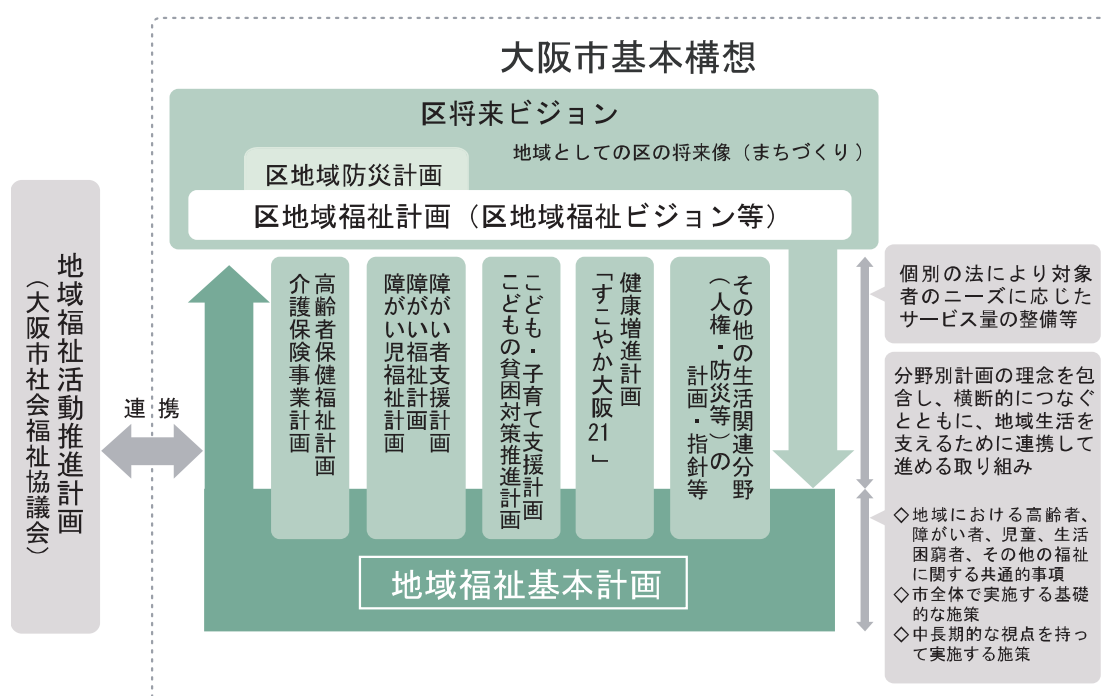
大阪市地域福祉基本計画は、地域福祉を推進するための中心的な計画である区地域福祉ビジョンを支援する基礎的な計画で、区地域福祉ビジョンと一体となって、社会福祉法第107条※²に基づく「市町村地域福祉計画」を形成するものです。また、各分野別計画を

-
- 1 住民に近いところでおこなわれる決定ほど望ましいという地方分権の基本的な考え方。（補完性・接近性の原理）
 - 2 市町村地域福祉計画を策定し、又は変更するときは地域住民の意見を反映させ、内容の公表に努めるよう定められている。

横断的につなぐことで、生活に関わるさまざまな分野の施策と連携して取り組むことをめざします。

社会福祉協議会^{※3}（以下「社協」という。）は社会福祉法において、地域福祉推進の中心的な担い手として規定されています。大阪市地域福祉基本計画と大阪市社協が策定している「大阪市地域福祉活動推進計画」は、理念や方向性を共有し地域福祉を推進する計画です。その大阪市社協が策定している計画に基づき大正区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）とも区地域福祉ビジョンと共通した理念や方向性を持って、大正区の地域福祉の推進に努めていきます。

地域福祉基本計画の位置づけと他の計画等との関係（イメージ図）



資料：大阪市ホームページより

(3) 「大正区地域福祉ビジョン」の位置づけ

令和2（2020）年4月に策定された「大正区将来ビジョン2022」は大正区の将来像と、その実現に向けた大正区の施策の方向性を示したものです。今回改定する「大正区地域福

- 3 「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と社会福祉法で規定されている社会福祉法人。地域における住民組織と社会福祉関係事業者等により構成され、住民主体の理念に基づき、地域福祉課題の解決に取り組み、だれもが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施を行う。

祉ビジョン」は「大正区将来ビジョン2022」が示す地域福祉に関する基本理念を踏襲するもので、このビジョンに基づき、すべての区民、団体、事業者、区役所等がそれぞれの役割分担のもと取り組みを進めていきます。

また、地域福祉の推進においては、高齢者、障がい者、児童（子育て支援）、健康増進、その他の生活関連分野（人権・防災）等の各分野で計画が策定、実施されていますが、本ビジョンでは、これらの分野とも共通した方針や方向性を持つものとして連携を図っていきます。

（４）計画の期間

取組期間については、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの4年間とします。

なお、国の福祉制度などの変更や、住民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

（５）策定方法

この「大正区地域福祉ビジョン」については、平成30（2018）年度より開催している「大正区地域福祉推進会議」の委員である学識経験者等と、区内で社会福祉事業を行う者、社会福祉活動を行う者、公益活動をする団体の実務代表者により、地域福祉ビジョンの取組方針に関する案件、課題の方針を包括的に協議してきました。その内容については、区政会議に提言し、フィードバックを行い、意見聴取するなど、さまざまな視点や角度からの実践や意見を反映して策定しました。

2 地域福祉を取り巻く状況

地域福祉とは、地域における福祉課題に対し、地域住民や福祉関係者などが協力して解決に取り組んでいこうという考えです。近年、地域における福祉課題として少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯や引きこもりの増加、また、終身雇用慣行の変化や非正規雇用の増加など、従来の安心システムとして機能してきた家庭や職場内での助け合いが低下するなどの変容が見られます。一方、公的な福祉サービスだけでは対応できない制度の狭間で起きている生活課題や、社会的排除の対象となりやすい少数者や低所得者の問題、また、大規模地震などの自然災害にどのように対処し、犯罪や事故をどのように防ぐのかなど、

地域における安心・安全の確立、次世代を育む場としての地域の再生など地域には、いろいろな課題が発生しています。

一方で、単身高齢者や障がい者等は、日頃の見守りや声かけ、災害時の手助けなどの協力を求めたいと考えていることも多く、身近な地域に暮らす者同士であるからこそ助け合えることがたくさんあります。これまで地域福祉活動への関わりが薄かった人たちをはじめ、あらゆる世代の住民が地域の一員として、身近な地域での「つながり」の大切さを実感し、地域の福祉課題を自分自身の課題として捉え、地域全体で解決に取り組む意識づくりや、自分に合った役割を果たし活躍できることも必要です。

「大正区地域福祉ビジョン」は、これらの地域福祉を取り巻く状況や施策課題を踏まえ、世代や属性に関わらず地域において身近に暮らしているさまざまな人と人とがつながり、お互いが配慮して、地域福祉活動に参加し、支えあうことができるように「気にかける」地域づくりを進めます。そして、地域から孤立せずその人らしい生活を送ることができる「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」をめざしていきます。